

令和 6 年度

社会福祉法人

矢板市社会福祉協議会事業計画書

令和6年度社会福祉法人矢板市社会福祉協議会事業計画

現在の地域社会は、急速な人口減少と少子化及び超高齢社会の到来により、核家族化の進行などの社会環境が人びとの生活に様々な変化と影響を与えています。家庭や地域における「人と人とのつながり」が希薄になり、高齢者の孤立や子育ての不安など多岐にわたる課題が浮き彫りになっています。

このため、地域共生社会の確立に向け、「自助」、「共助」、「公助」を連動させた一層の努力が求められることになります。

こうした中で、矢板市社会福祉協議会は、令和4年度に策定した「第3期矢板市地域福祉活動計画」を基に、「ともに認めあい 支えあい いきいきと暮らせる 安心・安全なまち 矢板」を基本理念として、地域の実情や特色に合わせ、市との連携を図りながら以下に掲げる事業を展開・推進します。

(事業実施計画)

1. 理事会・評議委員会等の開催

2. 低所得者福祉対策

(1) 小口資金『社会福祉金庫』の貸付

貸付と相談援助により、低所得世帯の経済的自立と生活意欲の向上に向けた支援を行う。

貸付限度額5万円（連帯保証人要）

(2) 善意銀行援護資金の貸付

低所得世帯の緊急的な困窮に対し、寄付金を原資とした貸付と相談支援を行う。

貸付限度額2万円（連帯保証人不要）

(3) 高額療養費の貸付

国民健康保険の被保険者で、1ヶ月の医療費の自己負担が限度額を上回った場合、高額療養費として戻る見込み額の9割相当を貸付け、医療機関に立替払いをする制度

(4) 生活福祉資金の貸付（県社協の窓口）

低所得者や高齢者、障がい者世帯の経済的自立と生活意欲の向上を支援する制度

(5) 生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業（県社協委託）

生活福祉資金の特例貸付（新型コロナウィルス感染症の影響により、収入の減少や失業等により生活に困窮した世帯への貸付）の借り受け人への生活再建等に向けたフォローアップ支援を行う事業

(6) 『愛の基金』制度の活用（県社協の窓口）

公的な福祉サービスを受けることが困難な真に法外援護を必要とする個人に対し、更生を目的として必要な資金を交付する制度

(7) 法外援護（共同募金配分事業）

非常食（乾パン等）の配付

(8) 歳末たすけあい見舞金の支給

歳末たすけあい募金からの助成により、低所得世帯からの見舞金配分申請に基づき、該当者に歳末たすけあい見舞金を支給する。

(9) 生活困窮者自立支援事業（市委託）

生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行い、就労その他の支援について他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

① 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている相談者に、どのような支援が必要か、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

② 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあつせん等を行い、早期の生活再生を支援する。

(10) キッチンやいた事業

農家等米や野菜の生産者が寄付登録をし、生活困窮者の支援のために、必要に応じて登録者から提供を受ける。

3. 心身障がい者福祉対策

(1) リフト付きワゴン車の貸出し事業

自立歩行が困難な方の移動の利便性を高めるため、リフト付きワゴン車及び車椅子専用軽ワゴン車を無料で貸出す。

(2) 心身障がい者交流事業

心身障がい者と児童のふれあい交流会の実施

(3) 視覚障がい者に対する「声の広報」事業

「音訳ボランティア さざ波」の協力を得て、広報やいた（月1回）・市議会だより（年4回）・やいた社協だより（年3回）をCDに収録し郵送する。併せて、視覚障がい者用ディジタル再生機を貸出す。（共同募金配分事業）

(4) 手話奉仕員養成講座の開催（全40回）

(5) 障がい者福祉ボランティア育成講座の開催

(6) 矢板市身体障害者福祉会へ支援（矢板市身体障害者福祉会事務局）

(7) 矢板市地域手をつなぐ親の会へ支援（矢板市地域手をつなぐ親の会事務局）

4. 高齢者福祉対策

(1) 生活支援体制整備事業（市委託）

地域における生活支援や介護予防サービスの充実・強化を図ることを目的に次の事業を行う。

① 第1層・第2層生活支援コーディネーターの配置と活動の強化

② 第2層協議体の運営

③ 地域情報・ニーズの把握とマッチング

④ 地域活動・サービスの把握と活性化

地区社会福祉連絡会の強化と拡充、高齢者の居場所への支援など

⑤ 介護サポーター入門講座等担い手の発掘と養成

⑥ ネットワークの構築

他機関との連携・協働

⑦ 新しいサービス・活動の創出（資源開発）

⑧ 支え合いマップの活用

支え合いマップという手法を用い、地域の課題や問題、解決策などを考え地域づくりを進める。

⑨ 周知活動

関係機関や地域への説明会、話し合いの場づくり、広報誌等の作成

(2) やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業「お元気ポイント事業」（市委託）

高齢者の社会参加を促進し、介護予防を図ることを目的として実施

① お元気ポイント活動の周知

② 地域ボランティア活動受入拠点の拡充

③ きらりんサポーター（ボランティア）養成講座の実施

(3) 高齢者等給食サービス

高齢者等世帯の健康増進と安否の確認を図るため、70歳以上のひとり暮らし高齢者や70歳以上の高齢者のみの世帯、重度の障がい者等を対象に、ボランティアの協力を得て給食サービス（週2回火、木曜日）を実施する。

(4) ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業

80歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、週2回乳酸菌飲料（ヤクルト）を直接手渡し、安否の確認を行う。

(5) 泉常設型サロン事業（市委託）**新規事業**

いつでも誰でも集まれる常設型のサロンを開設する。

月～金曜日（休日を除く） 9時～16時

(6) 移動支援事業（送迎サービス）**新規事業**

泉常設型サロンを利用される泉地区の方で、サロンまでの交通手段のない方の送迎を行う。

(7) リフト付きワゴン車の貸出事業（市委託）

自立歩行が困難な方の移動の利便性を高めるため、リフト付きワゴン車及び車椅子専用軽ワゴン車を無料で貸し出す。

(8) 高齢者福祉機器（特殊寝台、車椅子）の貸出

(9) 介護用品支給事業

常時紙おむつの必要な在宅の要介護4、5の方または重度心身障がい児者に対し、紙おむつ等給付券（月額2千円）を交付する。

(10) 矢板市シニアクラブ連合会へ支援（矢板市シニアクラブ連合会事務局）

(11) ごみ出し支援事業（市委託事業）**新規事業**

家庭から排出されるごみを搬出することが困難な高齢者世帯または障がい者世帯等に支

援することで、ごみの搬出に係る負担を軽減するとともに、安否確認を行う。

5. 児童・母子父子福祉対策

(1) 矢板市ファミリーサポートセンターの運営（市委託）

ファミリーサポートセンターは、子育ての支援をしてほしい人と手助けをしたい人がそれぞれ会員となり、地域での子育てを支援していく会員組織で、アドバイザーが相互支援活動の調整を行う。

(2) 児童館（矢板市子ども未来館）の管理運営（市指定管理）

次世代の矢板市を担う子どもたちが、健康で創造力のある心の豊かな人間に成長できるよう各種行事や健全な遊びの場を提供することを目的に管理運営を行うとともに地域コミュニティと連携し、親子のふれあいや親同士の交流等の場の提供等を行う。

(3) 放課後児童対策「矢板市学童保育館」の管理運営（市指定管理）

保護者等が労働などにより、放課後の保育ができない家庭の児童に、適切な生活や遊びの場を提供することを目的に管理運営を行う。

市内 5箇所	矢板小学童保育館	矢板小第二学童保育館
	東小学童保育館	泉小学童保育館
	安沢小学童保育館	

6. 重層的支援体制整備事業（市委託）新規事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を確立するため属性・世代を問わない相談・地域づくりを実施する。

7. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない市民を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類等の預かりなどの支援を行う。

- ・利用料（1回概ね1時間あたり1,000円）　預かりサービス（月額500円）

8. 法人後見事業の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が不利益を被らないように、矢板市社会福祉協議会が後見人となり、市民後見人養成研修受講修了者等が支援員として支援活動を行う。

- (1) 成年後見相談会の開催（奇数月第3水曜日（休日の場合は、翌週の水曜日））
- (2) 市民後見推進講座の開催（年4回）

9. ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアの啓発、紹介
- (2) ボランティア連絡会との連絡調整、登録の受付
- (3) ボランティア活動団体への印刷機、紙折り機の利用支援

- (4) ボランティア活動団体への備品（マイク・スピーカー・寸胴鍋等）貸出
- (5) ボランティア活動保険の加入受付
- (6) 矢板市更生保護女性会への支援（矢板市更生保護女性会事務局）
- (7) 年末年始ボランティア活動費の助成（歳末たすけあい募金配分事業）

10. 福祉教育の推進（共同募金配分事業）

- (1) 福祉教育推進費の交付

児童、生徒の福祉に関する理解と関心を高めるため、市内小中学校8校及び高等学校1校を対象に福祉教育推進費を交付し、社会参加やボランティアの精神を養うことを目的に各種事業や活動を行う。

- (2) ボランティアサマースクールの開催

次世代を担う中高校生を対象として、ボランティア活動を学び、体験できるサマースクールを開催する。

- (3) 福祉のこころ推進校の認定

市内の小中高等学校を対象に、要件を満たした学校を「福祉のこころ推進校」に認定し、福祉ロゴマーク講座や車椅子買い物体験、福祉車両乗車体験等を通じて、学校と連携した地域福祉活動を行う。

- (4) 福祉啓発イラストの募集

小中高生を対象に、福祉啓発イラストを募集し優秀作品を表彰することで、福祉について考えるきっかけづくりとする。

- (5) 福祉教材の貸出

思いやりの心を育むことを目的に、教育機関やボランティア団体等へ高齢者疑似体験セットやボッチャ、点字ブロック等を無料で貸出す。

11. 共同募金配分事業

- (1) 福祉団体等助成金交付

福祉団体等の活動を支援するための助成金を交付する。

（交付団体：矢板市民生委員児童委員協議会連合会、矢板市更生保護女性会、
矢板市シニアクラブ連合会、矢板市身体障害者福祉会、
矢板市地域手をつなぐ親の会）

- (2) 地区組織活動推進費交付

行政区の活動を支援し、地域福祉の推進を図るため推進費を交付する。

- (3) 災害ボランティアセンター運営事業

災害発生時における災害ボランティア活動を援助し、活動に必要な作業用品と非常食等を備蓄する。また、防災意識を高めるため講座を開催する。

- (4) 災害見舞金の支給

災害等で被害を受けた世帯に災害見舞金を支給する。

- (5) 生活困窮者への生活支援品の配付

生活困窮相談者等の生活に困窮している者へ食料品や生活用品を配付する。

12. 募金活動

- (1) 共同募金（10月1日～12月31日）
- (2) 歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）
- (3) 災害時における募金（隨時）

13. 心配ごと相談所の開設

- (1) 毎週火曜日（第2火曜日、休日を除く）9時～12時
- (2) 相談員研修会への参加（県社協主催）

14. 弁護士による無料法律相談 每月第3木曜日（休日の場合は翌日）9時～12時

15. サテライト窓口及び片岡地区出張相談所の開設（新規事業）

(1) サテライト窓口

移動手段がないなど、泉きずな館に行けない方のために子ども未来館内に社協の相談窓口を開設するとともに、施設管理公社及びシルバー人材センターの料金等の収受事務も取り扱う。

- ① 相談窓口 毎週火、木曜日 9時～17時
- ② 収受事務 毎週火～金曜日 9時～17時

(2) 片岡地区出張所

移動手段がないなど、泉きずな館に行けない方のために片岡公民館内に社協の相談窓口を開設する。毎週金曜日 9時～17時

16. 広報活動

- (1) やいた社協だよりの発行 年3回発行（7月、12月、3月）、全戸配付
- (2) 広報委員会、編集会議の開催
- (3) ホームページの更新

17. 自主財源の確保

(1) 会員会費

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・普通会員 1口 200円 | ・賛助会員 1口 1,000円以上 |
| ・特別会員 1口 3,000円以上 | ・施設会員 1口 5,000円以上 |
- 特に法人事業所等を対象に、賛助・特別会員の加入を促進し会費収入の増を図る。

(2) 寄付金の受入れ

- (3) 矢板市地域福祉振興基金『高原基金』への寄付金受入れ
有価証券による資産運用

18. 不要入れ歯回収事業

不要となった入れ歯を回収し、その使用金属を換金することにより、資源の再利用と益金の有効活用を行う。

19. 各種講座・イベント等の実施

(1) 第19回矢板市福祉のつどいの開催

市民全体が福祉について考え方活動への意欲を高める機会として、福祉の表彰を行う。
(歳末たすけあい募金配分事業)

(2) 出前講座の開催

市民を対象として、福祉活動全般や矢板市社会福祉協議会の各種事業について、出前講座を実施する。

